

指定就労継続支援（A型）事業 運営規程

株式会社AKARIO

おべんとう・そうざい あかり A・B多機能型事業所

（事業の目的）

第1条 株式会社AKARIOが設置経営するおべんとう・そうざい あかり A・B多機能型事業所（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（A型・B型）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定就労継続支援（A型・B型）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上ために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 おべんとう・そうざい あかり A・B多機能型事業所
- 2 所在地 栃木県宇都宮市中央3-14-5 エクセレンスYK 1F

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1. 管理者、サービス管理責任者

- (1) 管理者 1人 （常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) サービス管理責任者 1人 （常勤・兼務）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

2. 実施担当者

(1)就労継続支援A型

①職業指導員 1人以上 （常勤・兼務）

職業指導員は、就労継続支援（A型）計画に基づき、適切な就労移行支援の提供を行うものとする。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行うものとする。

②生活支援員 1人以上 （非常勤・兼務）

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに、就労継続支援（A型）計画に基づきサービスの提供を行うものとする。

(2)就労継続支援B型

①職業指導員 1人以上 （常勤・兼務）

職業指導員は、就労継続支援（B型）計画に基づき、適切な就労移行支援の提供を行うものとする。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行うものとする。

②生活支援員 1人以上 （非常勤・兼務）

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに、就労継続支援（B型）計画に基づきサービスの提供を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日、土曜日（毎月2回まで）、他事業所が定めた営業日。
- 2 営業時間 午前7時から午後5時00分までとする。

（事業所の利用定員）

第6号 当事業所における利用定員は、A型10名、B型10名とする。

（指定就労継続支援（A型）の内容）

第7条 指定就労継続支援（A型・B型）の内容は次のとおりとする。

- 1 就労の機会の提供
- 2 生産活動の機会の提供
- 3 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- 4 職場実習の実施、受入先の確保
- 5 公共職業安定所での求職登録等、求職活動の支援
- 6 適性や要望に応じた職場開拓

7 職場定着を促進するための職業生活における相談等の支援の継続

(生産活動の内容)

第8条 おべんとう・そうざい あかり A・B多機能型事業所で行う生産活動は次とおりとする。

- 1 お弁当・お惣菜の製造、販売に関わる業務
- 2 各企業より請け負った軽作業
- 3 前各号に付帯関連する一切の事業

等。他 事業所運営状況に応じ活動内容を拡大する場合もあり。

(雇用契約の締結等)

第9条 事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が雇用契約に基づく就労が困難である場合は、事業者は、雇用契約を締結しないことができるものとする。

(利用者の労働時間、賃金等)

第10条 利用者の労働時間及び作業時間は次のとおりとする。

- (1) 雇用契約をした利用者の所定時間は午前7時～午後5時の間で実働4～6時間とする。
利用者の希望や障害特性により必要が認められる場合はこれを変更できる。
 - (2) 雇用契約を締結していない利用者の所定作業時間は午前10時～午後4時ただし所定作業時間は原則であるとし、利用者の希望や障害特性に応じた作業時間とする。
- 2 利用者の賃金及び工賃は次のとおりとする。
- (1) 雇用契約を締結した利用者に対して、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他 関係法令等に基づき、最低賃金以上を支給する。
 - (2) 雇用契約を締結していない利用者に対して、関係法令等に基づき月額3,000円以上を支給する。

(利用者から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第11条 指定就労継続支援（A型）事業者は指定就労継続支援（A型）を提供した際、支給決定障害者から当該指定就労継続支援（A型）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定就労継続支援（A型）事業者は法定代理受領を行わない指定就労継続支援（A型）を提供した際、支給決定障害者から当該指定就労継続支援（A型）に係る指定障害福祉サー

ビス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

- 3 前各号に掲げるもののほか、指定就労継続支援（A型）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

- 4 前二項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市の区域とする。

- 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し、実施する場合がある。

（受給資格の確認）

第13条 事業所は、指定就労継続支援（A型・B型）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

（訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第14条 事業所は、就労継続支援（A型・B型）事業に係る支給決定を受けていない者から利用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第15条 事業所は、指定就労継続支援（A型・B型）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町等に対し利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

（サービス提供の記録）

第16条 事業所は、指定就労継続支援（A型・B型）を提供した際は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録するものとする。

（訓練等給付費の額に係る通知等）

第17条 事業所は、法定代理受領により市町から指定就労継続支援（A型・B型）に係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る訓練等給付費の額を通知するものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援（A型・B型）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援（A型・B型）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第18条 事業所は、利用者が指定就労継続支援の提供を受ける際は、次号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

（1） 利用者が外出する際は、事前に事業者へ届け出るものとする。

（就労継続支援計画の作成等）

第19条 サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画等の作成をする。

（相談及び援助）

第20条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（訓練）

第21条 事業者は、利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行うものとする。

（生産活動及び支援方針）

第22条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利

用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこととする。

（職場実習の実施）

第23条 事業所は、利用者が就労継続支援計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努める。

（求職活動の支援の実施）

第24条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努め、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職業開拓に努める。

2 事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携する。

（職場定着のための支援の実施）

第25条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

（施設外就労、施設外支援及び在宅支援）

第26条 事業者は、一般就労への移行や賃金等の引き上げを図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労を実施する。また、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対し、在宅で実施する訓練及び支援を行う。その際下記の内容の支援体制の整備に努める。

- ① 事業所は指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出できるようにしておくこと。
- ② 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。
- ③ 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を行い、日報を作成する。また、作業活動、訓練等の内容または在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行う。
- ④ 緊急時の対応を行う。
- ⑤ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保する。
- ⑥ 事業所職員の訪問又は利用者の通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により評価等を1週間につき1回は行う。

- ⑦ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1回は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う。また、事業所はその通所のための支援体制を確保する。

（緊急時等における対応方法）

第27条 従業者は、指定就労継続支援を提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（非常災害対策）

第28条 指定就労継続支援を提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

（契約時の文書の交付）

第29条 事業者は、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

- 2 契約締結に際しては、提供する指定就労継続支援の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

（利用者に関する市町への通知）

第30条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知することとする。

- （1） 正当な理由なく指定就労継続支援の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- （2） 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（身体拘束の禁止）

第31条 事業所は、指定就労継続支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待の防止のための措置)

第32条 事業所は、事業の提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、虐待防止委員会の設置運営、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(勤務体制の確保等)

第33条 管理者は、適切な指定就労継続支援が提供できるよう従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3箇月以内
- (2) 継続研修 年1回

(衛生管理等)

第34条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備、備品又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(協力医療機関)

第35条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくものとする。

協力医療機関名 : 梅園医院

(掲示)

第36条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第37条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者

でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。

(情報の提供等)

第38条 事業者は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業者が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにする。

(利益供与等の禁止)

第39条 事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者に対して当該指定就労継続支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第40条 指定就労継続支援の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録することとする。

(地域との連携)

第41条 事業者は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第42条 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業者は、前項の事故及び事故に際してとった措置について、記録しなければならない。

3 利用者に対する指定就労継続支援の提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(会計の区分)

第43条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援の事業の会計と

その他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第44条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 事業所は、利用者に対する指定就労支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援を提供した日から5年間保存する。

- (1) 第16条に規定する提供したサービス内容の記録
- (2) 第19条に規定する就労継続支援 個別支援計画
- (3) 第30条に規定する市町への通知に係る記録
- (4) 第31条第2項に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第35条に規定する協力医療機関との契約書の記録 保管
- (6) 第40条第2項に規定する苦情の内容の記録
- (7) 第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(その他)

第45条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社AKARIOとおべんとう・そうざい あかり A・B多機能型事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。